ふるさと泉南応援寄附サポート事業者募集要領

1. 目的

国のふるさと寄附制度に基づき、近年、全国から泉南市（以下「本市」といいます。）へ温かい応援として多くの「ふるさと寄附」が寄せられています。

このたび、本市のふるさと寄附の推進を図るとともに、本市の返礼品の魅力を広く発信して市内産業の振興と活性化を促すため、寄附の御礼として寄附者へ進呈する本市の返礼品（以下「ふるさと泉南返礼品」といいます。）を提供することができる事業者（以下「サポート事業者」といいます。）を募集します。

2. 募集期間　　随時受付

3. 応募方法

別紙「(様式第１号）申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて「9. 申請・問合せ先」まで持参、郵送又はデータ送付をしてください。

4. 応募の要件

サポート事業者の申請を希望する者（以下「申請者」といいます。）は、申請にあたり下記の要件を全て満たす必要があります。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

（１）サポート事業者

① 次項に掲げるふるさと泉南返礼品を取り扱う、市内に製造工場等を置く者であること。

② 市税等の滞納がない者であること。

③ 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び泉南市暴力団排除条例（平成２５年泉南市条例第１８号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

④ 本市が行う業務の一部または全部を市から受託した事業者（以下、「業務支援事業者」といいます。）からの依頼を受け、ふるさと泉南返礼品の提供が行われる場合は、別途契約が可能であること。

⑤ 本市への寄附申込みから収納、またはふるさと泉南返礼品の進呈に係るポータルサイトを運営している事業者（以下、「管理運営事業者」といいます。）からの依頼を受け、ふるさと泉南返礼品の提供が行われる場合は別途契約が可能であること。

（２）ふるさと泉南返礼品

① 本市の魅力を感じていただき、寄附者の心に残るもので、本市の知名度向上や地域振興に貢献するもの。

② 泉南市内において栽培、製造、または主たる加工がなされ、提供されているもの。または、平成３１年４月１日付総務省告示第１７９号第５条８号ハに規定する地域資源の認定に基づき、大阪府が認定した地域資源であること。なお、泉南市内の施設等でサービス提供される食事券、施設利用券等はサービス提供型のふるさと泉南返礼品とします。（以下、「サービス提供型ふるさと泉南返礼品」といいます。）

③ 本市または、本市が委託する業務支援事業者及び管理運営事業者から依頼後、速やかにふるさと泉南返礼品が発送できるもの。なお、飲食物の場合は、地場産品基準や食品表示法を遵守し、発送後の賞味期限、消費期限が十分に配慮されているもの。

④ 小売価格は、荷造箱・梱包代・消費税を含めた価格とするもの。なお、寄附金額については、小売価格が寄附金額の３割以下の範囲内となるよう、本市が個別に定めるものとする。

⑤ 以下に記載する平成２９年４月１日付総務大臣通知（総税市第２８号）　第２の第２項 第１号ア～エに抵触しないもの。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が高いもの

⑥ その他、遵守すべき関連法令等を遵守しているもの。

5. ふるさと泉南返礼品及びサポート事業者の承認

（1）本市の選考委員会において、申請事業者等について審査し、サポート事業者等の承認の可否を決定し、その結果を申請事業者へ通知します。

（2）承認を受けたサポート事業者と本市が締結するふるさと泉南返礼品の配送等に係る業務委託契約は、毎年度ごとに締結するものとします。ただし、業務支援事業者及び管理運営事業者がサポート事業者との契約により、ふるさと泉南返礼品の配送が行われる場合はこの限りではありません。

（3）承認の有効期限は、承認を受けた日以後の最初の３月３１日までとなります。

（4）承認の有効期間が満了した場合は、申請返礼品内容並びに委託単価及びコースに変更がない場合に限り、様式第２号及び第３号、食品返礼品取扱サポート事業者においては様式第４号の誓約書を再提出することによって選考委員会に諮ることなく当該年度の承認を得ることができます。

（5）選考委員会がふるさと泉南返礼品として適当でない、またはサポート事業者として適当でないと認めた場合は承認せず、また承認を得た後であっても適当でないことが判明した場合等は、承認を取り消すことがあります。

6. サポート事業者のメリット

（1）サポート事業者及びふるさと泉南返礼品については、本市が委託する事業者が運営するウェブサイトにサポート事業者名、返礼品名及び画像等が掲載されます。

（2）本市または、業務支援事業者及び管理運営事業者の依頼に基づき、寄附者へふるさと泉南返礼品を送付する際に、サポート事業者の独自パンフレットなどを同封することで、事業者のＰＲや販売促進活動を広く行うことができます。

7. 個人情報の保護

サポート事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日号外法律第五十七号）及び関係法令を遵守しなければならず、本市から提供した寄附者の個人情報については、ふるさと泉南返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、寄附者からサポート事業者へ直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

8. その他留意事項

（1）サポート事業者は、本市または業務支援事業者及び管理運営事業者からの依頼を受け、ふるさと泉南返礼品を適切な方法で寄附者へ確実に提供する業務を担います。

（2）サポート事業者は、関連する法令等を遵守するとともに、ふるさと泉南返礼品の質を維持・向上させるよう努めてください。

（3）サポート事業者は、業務の履行を通じて、本市のイメージアップ及びふるさと泉南応援寄附制度の普及啓発に努めてください。

（4）サポート事業者は、問合せ窓口及び苦情処理体制を整備し、送付したふるさと泉南返礼品に対して寄附者、業務支援事業者及び管理運営事業者からの問合せがあった場合は、自らの責任と負担において対応、解決してください。

（5）サポート事業者は、送付したふるさと泉南返礼品が原因となる事故等が発生した場合は、当該事業者がその損害賠償の責任を負うこととし、本市はその原因のいかんを問わずこれを負いません。この場合において、サポート事業者は、事故等の内容を遅滞なく本市へ報告してください。

（6）サポート事業者は、本要領に掲げるものの他必要な事項について、ふるさと泉南応援寄附制度運用要綱、ふるさと泉南応援寄附サポート制度実施要綱をはじめとする関連法規を熟読し、これを遵守しなければなりません。

9. 申請・問合せ先

〒５９０－０５９２　泉南市樽井１-１-１　泉南市　成長戦略室　ふるさと戦略課

TEL：072-479-6758（直通）／FAX：072-483-0325／E-MAIL： furusato@city.sennan.lg.jp

様式第１号

ふるさと泉南応援寄附サポート事業者

申請書

令和　　年　　月　　日

泉南市長　様

申請者　所在地
事業者名
代表者　　役職

氏名

担当者　氏名

電話

標記の件について、下記の返礼品について関係書類を添えて「ふるさと泉南返礼品」として申請します。この場合において、ふるさと泉南応援寄附制度運用要綱及びふるさと泉南応援寄附サポート制度実施要綱等関係規程を遵守します。

1.　申請返礼品

	商品名	種類	規格・容量等	小売価格（円）

小売価格は荷造箱・梱包代・消費税を含めた価格で記載してください。

様式第２号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

泉南市長　様

申請者　所在地
事業者名
代表者　　役職

氏名

要綱第３条第２項第２号の規定により、泉南市の市税等について滞納がないことを誓約いたします。

上記の事由の有無の確認のため、市が行う調査についてはこれに同意することともに、市が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出いたします。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第１０条第１項第１号又は第４号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

※市確認欄

様式第３号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

泉南市長　様

申請者　所在地
事業者名
代表者　　役職

氏名

要綱第３条第２項第３号の規定により、代表者等が下記の１から３の全てに該当しないことを誓約いたします。また、要綱第３条第２項第３号に該当しないことを審査するため、本書面を泉南市暴力団排除条例第１４条第２項の規定により大阪府警察本部へ提供することに同意します。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第１０条第１項第１号又は第４号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）
２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）
３）暴力団密接関係者（泉南市暴力団排除条例第２条第３号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

【役員情報】

役職	役員等氏名	よみがな	生年月日	住所

様式第４号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

泉南市長　様

申請者　所在地
事業者名
代表者　　役職

氏名

要綱第３条第２項第４号の規定により、地場産品基準及び食品表示法に違反せず、適正な職員返礼品を確実に供給することを誓約いたします。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第１０条第１項第１号又は第４号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

【主な取引先実績】

取引先	住所	件数	取引期間

※取引先が個人の場合は住所の記載不要です。